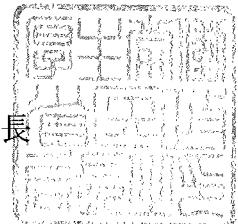


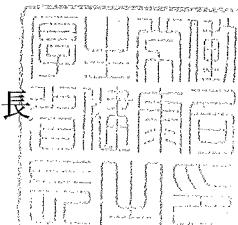
医政発0810第4号  
健発0810第8号  
平成23年8月10日

社団法人 全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省健康局長



### 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行について（通知）

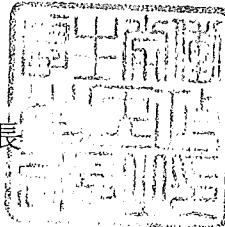
標記について、別添通知を各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あて発出したので、御了知いただくとともに、会員等各位へ周知いただきますようお願いいたします。



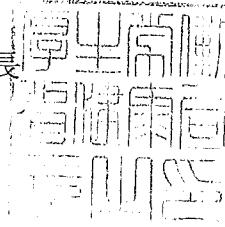
医政発 0810 第1号  
健発 0810 第7号  
平成23年8月10日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省健康局長



### 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行について（通知）

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）については、平成23年7月27日に参議院厚生労働委員長から提出され、同日参議院で可決、8月2日に衆議院で可決成立し、本日公布されたところである（別紙）。

この法律は公布の日から施行することとしており、法律の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

また、今後、厚生労働省においては、法に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定をはじめとして、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していく予定である。

貴職におかれでは、地域の状況に応じた施策の策定、実施等について、特段の御配慮をいただきたい。

## 記

### 1 目的（第1条関係）

この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とすること。

### 2 基本理念（第2条関係）

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならないこと。

- (1) 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

### 3 国及び地方公共団体の責務（第3条関係）

- (1) 国は、2の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- (2) 地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に關し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

### 4 歯科医師等の責務（第4条関係）

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとするこど。

### 5 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務（第5条関係）

法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとすること。

## 6 国民の責務（第6条関係）

国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとすること。

## 7 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等（第7条関係）

国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとすること。

## 8 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等（第8条関係）

国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとすること。

## 9 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等（第9条関係）

国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとすること。

## 10 歯科疾患の予防のための措置等（第10条関係）

7から9までのほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとすること。

## 11 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等（第11条関係）

国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとすること。

## 12 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等（第12条及び第13条関係）

- (1) 厚生労働大臣は、7から11までにより講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとすること。
- (2) (1)の基本的事項は、健康増進法（平成14年法律第103号）の基本方針、地域

保健法（昭和 22 年法律第 101 号）の基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。

- (3) 厚生労働大臣は、(1)の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとすること。
- (4) 厚生労働大臣は、(1)の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとすること。
- (5) 都道府県は、(1)の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において 7 から 11 までにより講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならないこと。
- (6) (5)の基本的事項は、健康増進法第 8 条第 1 項の都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。

#### 13 財政上の措置等（第 14 条関係）

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

#### 14 口腔保健支援センター（第 15 条関係）

- (1) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。
- (2) 口腔保健支援センターは、7 から 11 までの施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とすること。

#### 15 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行すること。



5 業務  
(一) 負担金

原子力事業者（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てたため、機構に対し、負担金を納付しなければならないこととした。（第三八条・第四〇条関係）

(二) 資金援助

原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、原子力事業者に対する資金の交付（以下「資金交付」という。）等の措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができるることとした。（第四一条第四四条関係）

(2) 特別事業計画の認定等

機構は、資金援助の申込みがあつた場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行つた原子力事業者と共にして、原子力事業者の協力の要請その他の方策等を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならぬこととし、その際、機構は、当該原子力事業者の資産に対する敵正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければなければならないこととした。（第四五条・第四七条関係）

(3) 特別資金援助に対する政府の援助

政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要な資金の確保に用いるため、国債を発行することができることとし、それでもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めうるとき限り、必要な資金を交付することができるとした。（第四八条・第五一条関係）

(4) 負担金の額の特例

(2) の認定を受けた原子力事業者（以下「認定事業者」という。）が、特別期間内の事業

年度に納付すべき負担金の額は、(一)の負担金の額に特別負担金額（認定事業者が追加的に負担することが相当な額として機構が事業年度ごとに定める額をいう。）を加算したものとするとした。（第五三条関係）

(三) 通則

原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、原子力事業者に対する資金の交付（以下「資金交付」という。）等の措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができるることとした。（第四一条第四四条関係）

(2) 特別事業計画の認定等

機構は、資金援助の申込みがあつた場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行つた原子力事業者と共にして、原子力事業者の協力の要請その他の方策等を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならぬこととし、その際、機構は、当該原子力事業者の資産に対する敵正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないこととした。（第四五条・第四七条関係）

(3) 特別資金援助に対する政府の援助

政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要な資金の確保に用いるため、国債を発行することができるうこととし、それでもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めうるとき限り、必要な資金を交付することができるとした。（第四八条・第五一条関係）

◇歯科口腔保健の推進に関する法律（法律第九五号）（厚生労働省）

目的

口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」といいう。）の推進に因し、基本理念を定め、その基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に因る施設を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与することを目的とした。（第一二三条関係）

基本理念

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならないことをとした。（第二三条関係）

(一) 国民が、生涯にわたつて日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

(二) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

(三) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

国、地方公共団体等の責務

(三) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的に歯科検診を受けさせること等の効果、障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策、歯科疾患の予防のための措置、口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について必要な施策を講ずることとした。（第六六条関係）

5 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等

厚生労働大臣は、4の施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めることとし、都道府県はその基本事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、4の施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならないこととした。（第一二三条及び第一三条関係）

6 財政上の措置等

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとした。（第一四三条関係）

7 口腔保健支援センター

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、4の施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設けることができるることとした。（第一五六条関係）

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

6 業務

原子力事業者（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てたため、機構に対し、負担金を納付しなければならないこととした。（第三八条・第四〇条関係）

(二) 資金援助

原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、原子力事業者に対する資金の交付（以下「資金交付」という。）等の措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができるることとした。（第四一条第四四条関係）

(2) 特別事業計画の認定等

機構は、資金援助の申込みがあつた場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行つた原子力事業者と共にして、原子力事業者の協力の要請その他の方策等を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならぬこととし、その際、機構は、当該原子力事業者の資産に対する敵正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないこととした。（第四五条・第四七条関係）

(3) 特別資金援助に対する政府の援助

政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要な資金の確保に用いるため、国債を発行することができるうこととし、それでもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めうるとき限り、必要な資金を交付することができるとした。（第四八条・第五一条関係）

7 業務

原子力事業者（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てたため、機構に対し、負担金を納付しなければならないこととした。（第三八条・第四〇条関係）

(二) 資金援助

原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、原子力事業者に対する資金の交付（以下「資金交付」という。）等の措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができるることとした。（第四一条第四四条関係）

(2) 特別事業計画の認定等

機構は、資金援助の申込みがあつた場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行つた原子力事業者と共にして、原子力事業者の協力の要請その他の方策等を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならぬこととし、その際、機構は、当該原子力事業者の資産に対する敵正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないこととした。（第四五条・第四七条関係）

(3) 特別資金援助に対する政府の援助

政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要な資金の確保に用いるため、国債を発行することができるうこととし、それでもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めうるとき限り、必要な資金を交付することができるとした。（第四八条・第五一条関係）

8 業務

原子力事業者（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てたため、機構に対し、負担金を納付しなければならないこととした。（第三八条・第四〇条関係）

(二) 資金援助

原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、原子力事業者に対する資金の交付（以下「資金交付」という。）等の措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができるることとした。（第四一条第四四条関係）

(2) 特別事業計画の認定等

機構は、資金援助の申込みがあつた場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行つた原子力事業者と共にして、原子力事業者の協力の要請その他の方策等を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならぬこととし、その際、機構は、当該原子力事業者の資産に対する敵正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないこととした。（第四五条・第四七条関係）

(3) 特別資金援助に対する政府の援助

政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要な資金の確保に用いるため、国債を発行することができるうこととし、それでもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めうるとき限り、必要な資金を交付することができるとした。（第四八条・第五一条関係）

9 業務

原子力事業者（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てたため、機構に対し、負担金を納付しなければならないこととした。（第三八条・第四〇条関係）

(二) 資金援助

原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、原子力事業者に対する資金の交付（以下「資金交付」という。）等の措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができるることとした。（第四一条第四四条関係）

(2) 特別事業計画の認定等

機構は、資金援助の申込みがあつた場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行つた原子力事業者と共にして、原子力事業者の協力の要請その他の方策等を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならぬこととし、その際、機構は、当該原子力事業者の資産に対する敵正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないこととした。（第四五条・第四七条関係）

(3) 特別資金援助に対する政府の援助

政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要な資金の確保に用いるため、国債を発行することができるうこととし、それでもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めうるとき限り、必要な資金を交付することができるとした。（第四八条・第五一条関係）

第九十四条第三項中「前項」を「第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 原子力損害賠償支援勘定における借入金対象経費は、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用とする。

4 原子力損害賠償支援勘定において、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

5 原子力損害賠償支援勘定においては、翌年度における国債整理基金特別会計繰入れを円滑に実施するため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をし、又は一年内に償還すべき証券を発行することができる。

第五十五条第一項中「エネルギー衛生勘定」の下に「及び原子力損害賠償支援勘定」を加える。  
(公文書等の管理に関する法律の一一部改正)

第十五条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正す。

別表第一 国立大学法人の項の前に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構 原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)

内閣総理大臣 菅直人

経済大臣 片山善博

法務大臣 江田五月

財務大臣 野田佳彦

文部科学大臣 高木義明

経済産業大臣 海江田万里

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣 菅直人

法律第九十五号  
歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。  
一 國民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科口腔保健を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。  
二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。  
三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのつとり、歯科口腔保健の推進に因する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

地方公団体は、基本理念にのつとり、歯科口腔保健の推進に因する施策に因し、國との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、國及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に因するものに従事する者に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、國及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に因して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 國及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の効果等)

第八条 國及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の効果その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等の効果等)

第九条 國及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものか、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、國及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一條 國及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

前条の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、

地域保健法(昭和二十二年法律第二百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定によく方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、

関係行政機関の長に協議するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

